

令和5年度ひょうごの水辺魅力再発見！支援事業募集要項

I 事業の目的

兵庫県では、豊かで美しい「里海」の再生等のための水辺環境保全の取組を支援しています。そこで、地域団体等が行う藻場・干潟等の保全・再生・創出における活動に対して助成を行います。

II 募集する事業

1 補助対象事業

補助金交付決定後に着手する県内で水辺環境の保全に資する取組等の事業です。

※下記の（１）又は（２）いずれかの補助対象事業のみ申請可能です。

[対象]

- (1) 藻場・干潟等の再生・創出の取組（創出面積等により事業成果が確認可能なもの）
- (2) 藻場・干潟等の保全に繋げるための水辺における一連の取組（清掃活動、調査活動、環境学習などを組み合わせて行う取組が補助対象）

2 補助限度額等

補助限度額は以下のとおりで、補助対象経費は補助対象事業の実施に必要となる経費で、かつ、同事業に使用したことが証明できる経費とします。

補助対象事業	補助限度額	内容	備考
(1) 藻場・干潟等の再生・創出の取組	500 千円	材料費、環境学習用資材費、講師謝金・旅費、会場使用料、借料（機器等）、バス借上代、用船料、潜水作業費、印刷製本費、旅費等	謝金は1時間あたり6,100円を超える分は申請者負担 宿泊費、振込手数料等は補助対象外
(2) 藻場・干潟等の保全に繋げるための水辺における一連の取組（清掃活動、調査活動、環境学習など）	200 千円		
その他、審査会が必要と認める経費			

※補助対象団体の運営のための経常的経費（事務所賃借料、職員給与、事務機器の購入、光熱水料、電話代等）及び備品購入費は、補助対象外とします。

3 事業実施期間

補助対象事業の実施期間は、補助金交付決定後から令和6年3月15日（金）までとします。

※令和6年3月20日（水）が実績報告書の提出期限です。

III 補助対象団体

補助対象団体は、活動の本拠地が県内にあり、県内で活動する地域団体等です。

※地域団体等とは、特定非営利活動法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合

などのほか、原則以下のすべての要件を満たす団体。

- ・組織の運営に関する規約またはそれに相当する文書を有していること。
- ・政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ・公序良俗に反する等、適当でない認められる団体でないこと。

IV 申請手続

1 提出書類

次の書類を提出してください。

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
 - ②誓約書（様式第1号の2）
 - ③事業実施計画書（別添様式1）
 - ④実施体制及び実施場所の概要
 - ⑤団体のプロフィール（別添様式2）
 - ⑥団体の概要を示す資料（設立趣意書、定款または会則、役員名簿、団体収支予算等）
 - ⑦団体の活動実績を示す資料〔団体の概要が分かる資料（パンフレット等）を含む〕
- ※審査に当たって、別途資料の提出をお願いすることがあります。

2 提出方法

補助金交付申請書等を募集期間内に、事務局まで提出してください。

募集期間：令和5年4月13日(木)～令和5年5月11日(木)

3 提出先・問い合わせ先

兵庫県環境部水大気課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

E-mail:mizutaiki@pref.hyogo.lg.jp

TEL:078-362-3291 FAX:078-362-3966

4 事業スケジュール

年間予定	時期	兵庫県	書類等	申請者
公募開始	4月13日(木)	公募告知		
		補助金交付申請書受理	補助金交付申請書	補助金交付申請書等作成
公募締切	5月11日(木)	要件審査		
	5月下旬	最終審査 (書面・ヒアリング※)		
		採択決定		
交付決定	6月中旬	交付決定	交付決定通知書 (不採択の場合も通知)	交付決定通知書受理
				事業開始
	8~9月頃	必要により中間検査 (二次募集予定)		対応
				事業完了
実績報告書	令和6年3月20日 (水)まで	実績報告書受理	実績報告書	実績報告書作成
内容確認		内容確認		
		補助金額確定	補助金額確定通知書	補助金額確定通知書受理
支払請求		精算払請求書受理	精算払請求書	精算払請求書作成
補助金支払い			補助金支払い	補助金受領

※原則ヒアリングを実施することとしますが、書面審査のみに変更する場合があります。

5 審査

事務局による要件審査を経た申請に対して、書面審査及びヒアリングを実施し、審査基準に基づき審査を行います。審査の採点結果に基づき、得点上位の事業から採択します。

① 要件審査

要件項目
募集要項の要件を満たしている
応募団体の活動内容



② 最終審査 (審査基準)

大項目		評価項目
1	事業の目的	事業の目的が明確であり、かつ、適切であるか。
2	計画・費用の妥当性	事業計画、スケジュールが実現可能であるか。
		事業内容が団体の独自性を活かしたものであるか。
		事業内容に見合った経費積算であるか。
3	事業の効果（豊かで美しい「里海」の再生・生物多様性の改善、発展性、地域への波及）	豊かで美しい「里海」の再生に繋がる事業であるか。
		事業実施により、生物多様性の改善が図られることが期待できるか。
		他の地域への広がり期待できる事業であるか。
		地域住民の参加が期待でき、沿岸域の環境保全などに資する事業であるか。
4	団体の体制	団体として、事業実施体制が整備されているか。
		継続的な事業実施が期待できる組織であるか。

V 注意事項

- ・申請の際は、必ず「令和5年度兵庫県環境部補助金交付要綱」を確認してください。
- ・補助金の申請は、1団体1事業までとします。
- ・事業実施予定地の確保、事業実施に伴い必要となる手続等は応募団体の責任で行っ

てください。

- 既に申請済の団体と構成メンバーが重複する団体や関連団体については、事務局の判断により不採択とすることがあります。
- 他団体からも補助金を受けている（予定含む。）場合は、その補助金の申請書等内容の分かるものを添付してください。
- 補助金額については、審査結果及び予算により減額する場合があります。
- 事業計画の変更により補助対象経費に変更がある場合であっても、実際に支払われる補助金額は原則、交付決定された額を上限とします。
- 事業内容等を県ホームページや事例集等で紹介することがあります。
- 事業成果に関する報告会等を開催する場合、事業内容等についての発表を依頼することがあります。
- 応募・採択状況により、追加募集する場合があります。